

○議長（奥山則男君） 七十五番樺山卓司君。
〔七十五番樺山卓司君登壇〕

○七十五番（樺山卓司君） 私は、都民の主たる水がめ、つまり東京二十三区中七区の全域と三区の大部分、一区の一部を網羅して、二百五十万人の給水人口を擁する金町浄水場に直近する地区から選出された議員として、都民の日常生活に最も密接なかかわり合いを持つ水道水の問題並びに中小企業対策について、幾つかの質問をいたします。

近年、水道水の質の問題に関しては、特にこのことを日常生活の最大問題と位置づける人々によって、各種研究グループや民間調査機関等が数多く誕生して、国を初め、各自治体との間で多様な議論が展開されていることは、既にご存じのとおりであります。

ちなみに大きな書店に参りますと、水に関する出版物のコーナーが設けられ、いわく「もう水道の水は飲めない」、「この恐るべき事実・緊急出版死の水道」、「果てしなく汚染されている水の新事実」、「有害な水から家庭を守る知恵」、「非常事態宣言・今飲み水が恐ろしい」等々、かなりエキセントリックでおどろおどろしいタイトルの本が所狭しと並べられております。

申し上げるまでもなく、水道法第一条には「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする」とあって、つまり安全で良好な水道水を供給することは、法に基づいての行政としての最大の義務であり、責任であろうかと思えます。

しかし、この論議になかなかピリオドが打たれず、依然として国民や都民の間に水道の水に対する漠とした不安が潜在するのはなぜなのか。特に昨年来、全国的な水環境の汚染や汚濁の進行に対して、本格的な改善を図ることを目的として、水道法の水質基準や公害対策基本法の環境基準が改正され、あるいは先ほどの甲斐孝喜議員の質問に対する答弁にもありましたとおり、水道水源水質保全法の制定について、その動きが具体化するなど、水に関する法令の改正等が活発化しているやに聞き及んでおりますが、もしこれらの具体的な展開があるとして、その努力が一顧だにされないのはなぜなのか、私は、あえてこの際、企業者側のさらなる努力を促す意味からも、次の何点かについてお伺いをいたしたいと存じます。

まず、江戸川を水源とする金町浄水場の給水区域では、ここ十数年来、カビ臭い等の苦情が後を絶ちません。この金町浄水場の汚濁の主な原因は、浄水場

取水口より約二・五キロ上流で野田、流山、松戸の各市を貫通して江戸川と合流する、かの悪名高い坂川であります。この坂川の水がなかなかきれいにならないのはなぜなのか。

特に、流域の新興住宅のトイレの単独浄化槽で処理した水や、台所やお風呂や洗濯の水などの、いわゆる生活雑排水が直接流れ込んでいたり、公共下水道の未普及地域では最も適切な浄化システムといわれる合併浄化槽の設置が、一部の地域では建設省の指定する都市計画法整備地域に入っているために、市町村から補助金を受けることができずに、雑排水が流れ込んでしまう等々、流域の都市基盤整備の大幅な立ちおくれがこの問題の主原因であるとだれもがわかっていながら、この対策が遅々として進まないのは、一体全体なぜなのでありましょうか。

特にこの坂川の水を、好むと好まざるとにかかわらず、連日供給され続けている二百五十万都民の立場に立脚すれば、重ねて申し上げますけれども、原因がわかっているだけに、いら立ちや怒りや不安がぬぐい去れないという現実には直面をいたしております。

この坂川の浄化対策の根本である公共下水道の普及を初めとする流域の都市基盤の整備について、関係市に対して、たとえ内政干渉といわれようとも、強力で執拗な要請が必要であると考えられるわけですが、今日までにどのような対応を講じておられるか。また、現時点での坂川の現状及び取水すべき原水の状態について具体的なご説明をお願いしたいと存じます。

また、陳腐なこととお思いになるかもしれませんが、浄水場に近ければ近い地域ほど、まずい水を飲まされているという住民感情が依然として根強く存在をいたしております。

ちなみに、いわゆる浄水器の売り上げが浄水場近辺で群を抜いているという調査結果もあるやに聞き及んでおります。果たして浄水場に近い給水区域と、浄水場から離れている給水区域では、本当に水の質に違いがあるのかどうか、まことに単純な質問で恐縮でありますけれども、明快なお答えをいただきたいと存じます。

次に、金町浄水場では、昨年六月、申しあげましたような一連の水源の汚濁が早急に改善される見込みがないことを前提として、いわゆる高度浄水処理施設を導入されたとのことありますけれども、稼働を開始して一年三カ月が経過した中で、その効果のほどはいかがなものか。

また、昨年十二月に改正された水道法の新しい水質基準が、本年十二月一日から施行されるわけあります。これによってさらに安全性が高まり、よりおいしい水道水の供給が本当にできるようになるのかどうか、あわせてお伺いをいたしたいと思っております。

次に、金町浄水場を、地域にとって、そして都民にとって、もっと親しまれる施設に変身するお考えがないかどうかをお伺いをいたします。

葛飾区には、小菅拘置所、葛飾清掃工場、そして金町浄水場と、三つの巨大施設が存在をいたしております。小菅拘置所は論外といたしましても、清掃工場については、処理熱を利用した各種温水施設や、公園や道路の整備、また、近隣地域との協調関係に絶えず腐心をされる等、かなりのご努力について、それを高く評価をさせていただいております。

しかし、金町浄水場に関しては、大正十五年に操業を開始して以来、七十年近くにわたって、この地域のシンボルとして存在をしながらも、なぜか閉鎖的な施設としてのイメージが払拭されずに今日に至っております。

東には、取水源である江戸川がとうとうと流れ、その江戸川を矢切の渡しのがのんびりと行き交い、土手の上を寅さんが歩き、南には、今や日本の名刹となった柴又帝釈天の風情のある門前町が広がるという絶好のロケーションにありながら、浄水場はなぜかそんな下町の人情やぬくもりとは無縁の孤高の存在として、依然として取り澄ました感のあることをまことに残念に思っているものであります。もちろん、立派な見学施設もあるわけですが、正門から余りにも遠く、一般の方々が自由に入出りできるというアクセスにはありません。

そこで、この際ぜひともご検討いただきたいのが、施設内の、地域との一体感にとってより効果的な場所に、区民や都民が自由に見学ができるPR施設を設置し、このことによって地域との調和を図り、あわせて一人でも多くの都民や区民に、水道と水に関する正しい知識を啓蒙することをお考えになられてはいかがかどうか、ぜひとも積極的なご検討をお願いをいたしたいと存じます。

次に、昨今大きな社会問題になりつつある漏水防止対策についてお伺いをいたします。

ことしの夏は大変な異常気象で、降雨量が多く、河川流量は例年になく豊富でありました。元来、我が国は、比較的豊富な降水量に恵まれております。しかし、一人当たりの水資源量にいたしますと、意外にも世界平均の約五分の一といわれ、降水量の地域的、季節的変動が大きく、また地形が急峻なことから、一たび長期間降雨がないと、河川に水が少なくなってたちまち水不足が生じることとなります。

このことは、何年かに一度必ずやってくるひでり続きのために、節水だ、節電だと、東京じゅうが大騒ぎをした体験を私たちは少なからず今日まで味わってまいりましたし、また我が東京の水資源の八割がいわゆる利根川系で、つまり他県の河川に依存をしている事実を知るにつけ、さらに水資源の重要性を痛切に感じざるを得ないところであります。

問い合わせたところでは、現在、都内で一日五十万立方メートル、つまり霞

が関ビル約一杯分の膨大な漏水があるとのことでありますが、この事実には慄然とするとともに、水道水の漏水はこの貴重な水資源の大変な損失であって、安定給水と資源の有効活用という水道事業の基本テーゼを根本から覆しかねない重大問題であるとあえて申し上げざるを得ません。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

まず、現時点での漏水防止対策についてどのような措置を講じておられるのか、また、これらの漏水防止対策の費用は、恐らくは莫大な額になると考えられるわけではありますが、どれぐらいの費用をかけておられるのか、そして今後の漏水防止対策についてはどのような具体策を考えておられるのか、それぞれお答えをいただきたく存じます。

次に、中小企業対策についてお伺いいたします。

長引く不況に加えて、円相場の高騰や冷夏が追い打ちをかけ、中小企業は出口の見えない長いトンネルに閉じ込められたまま、経営の維持、安定を図るため、毎日血のにじむ努力を続けているのであります。

都は、こうした中小企業を支援するため、昨年六月以来、四次にわたって緊急景気対策を講じられ、今回の補正予算におきましても、緊急特別資金融資に要する経費を計上して、これを柱に第五次の景気対策を実施されることは、まことにタイムリーなことと高く評価するものであります。

そこで、緊急融資の実施時期についてお伺いをいたします。

伺うところによりますと、今回の緊急融資は、十月中旬から年末までの間実施するとのことでありますけれども、景気の回復には相当の時間を要すると見込まれることから、少なくとも来年三月まで延長すべきと考えますが、ご所見を伺います。

また、緊急融資の実施に当たって、東京信用保証協会の果たす役割は大変大きなものがあって、都の緊急融資も当然のごとく、保証協会の保証が得られないと利用できないのであります。最近、中小企業の方から、保証協会の審査がいたずらに厳しい、そんな悲鳴に近い声をよく耳にいたします。地価の下落などによる担保の問題等もあると思いますが、このようなときにこそ、保証協会が可能な限り積極的に保証するよう都として指導すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、中小企業の技術開発力の向上支援についてお伺いいたします。

今日、中小企業は長引く不況のもとで、申し上げるまでもなく、非常に厳しい状況にあります。殊に大企業の経営や生産方式の見直し、東アジア諸国の追い上げなど、産業構造の変化が進む中で、事業転換や製品の差別化、高付加価値化など、中長期的視点に立った経営戦略が求められております。そのためには、市場ニーズを踏まえた企画開発力や技術開発力、情報力を強化することが

緊急の課題であって、異業種間交流や産・学・公の交流などをさらに推進する必要があります。

都では、これまでも新製品、新技術の開発支援や産・学・公提携など、さまざまな施策を講じておられますけれども、これらの施策を一層充実強化すべきと考えますが、あわせてご所見をお伺いいたします。

最後に、地域社会と調和した工場の、いわゆるリニューアル化についてお伺いいたします。

都内の中小製造業には、工場の老朽化や狭隘化が進み、従業員の確保難や周辺住民からの苦情で、操業が不安定な状況にあるものが多く見られるわけがあります。これらの工場が生産設備の高度化や労働環境の向上、安定した操業環境を確保するためには、地域社会と調和した魅力ある工場づくり、すなわち工場のリニューアル化が必要不可欠であります。

そこで、地域の活力源である中小製造業を支援し、また都市景観の向上を図っていくため、都は工場のリニューアル化を積極的に推進していくべきと考えますが、ご所見をお伺いをいたしたいと存じます。

以上、都民生活と直結する水道水の問題並びに中小企業対策の幾つかの課題や問題についてご質問を申し上げました。ぜひとも積極的かつ建設的なお答えを期待するものであります。ご清聴まことにありがとうございました。(拍手)

〔知事鈴木俊一君登壇〕

○知事（鈴木俊一君） 樺山議員の一般質問にお答えいたします。

中小企業緊急特別資金融資の実施期間についてのお尋ねについて、私からお答え申し上げます。

今回、補正予算案でご提案しております第五次緊急特別資金融資につきましては、予算の承認をいただいた後、できる限り早期に実施し、その期間については、年末を控え中小企業の資金需要が多い十二月末までの間とすることといたしております。ご提案の来年三月まで延長することにつきましては、今後の景気の動向や中小企業の資金需要などを十分見きわめ、適切に対応してまいります。

なお、その他のご質問につきましては、水道局長、関係局長から答弁申し上げます。

〔水道局長菊田精君登壇〕

○水道局長（菊田精君） 金町浄水場関連及び漏水防止対策についてお答えいたします。

坂川の浄化対策について、これまでの都の働きかけについてでございますが、昭和四十九年以来、東京都独自に、あるいは利根川水系水道事業者連絡協議会を通じまして、国等の関係機関に対し、下水道の整備、流水保全水路整備等につきまして強く要望してまいりました。また、緊急対策といたしましては、千葉県及び松戸市が都の要請に応じまして、カビ臭の原因でありますスカムの除去作業を実施しております。

次に、坂川の現状及び金町浄水場の原水状況についてのお尋ねでございますが、坂川は、生活雑排水の流入によりまして水質汚濁が進んでおり、夏季に高濃度のカビ臭が発生しております。坂川の水は江戸川に流入し、数十倍に希釈されてはいるものの、カビ臭等の影響を金町浄水場の原水に与えております。

次に、浄水場からの遠近による水質に違いがあるかとのお尋ねでございますけれども、水道局では、浄水場で取水してから水道水が蛇口に至るまで万全の水質管理を行っております。浄水場に近いところでも遠いところでも、水道水の水質に違いはありません。

次に、高度浄水処理施設の導入に伴う効果についてのお尋ねでございますけれども、これまでも水道水のカビ臭除去に関しましては、粉末活性炭処理によりましてかなりの効果を上げました。平成四年六月の高度浄水処理施設の導入以降、金町浄水場の給水区域でのカビ臭に関する苦情は一件も発生しておりません。

本年十二月から施行される水質基準の改正に関するお尋ねでございますが、現在、新水質基準の基準項目につきましては、既に基準値をクリアしております。おいしい水など、より質の高い水道水を供給するために、今後とも一層努力してまいります。

金町浄水場にPR施設を設置すべきではないかとのお尋ねでございますが、水道局では、これまでも水道事業を正しく理解していただき、親しまれる水道とするためにさまざまな方法によってPRに努めてまいりました。金町浄水場においては、水道施設見学会や都民の日に一般開放を行い、また夏の親子見学会などの機会に見学していただいております。ご提案の貴重なご意見を踏まえまして、地域に親しまれるPR施設を設置することにつきましては、具体的に検討してまいります。

次に、漏水防止対策についてのお尋ねでございますが、現時点で講じております具体的な対策は、一つは即応的な対策といたしまして、地上に流出している漏水を即時修理しており、また地中に潜在する漏水を早期に発見して修理し

ております。

さらに、予防的対策といたしまして、経年配水管をより強度の高いダクタイル鋳鉄管に取りかえたり、公道下の給水管をステンレス鋼管に取りかえております。また、材質、工法の改善等も実施しております。そのほか、漏水防止に関する技術開発を行っております。

漏水防止対策費についてでございますけれども、本年度は漏水防止対策関連経費として、漏水を発見、修理する即応的対策費として約百三十四億円、経年配水管の取りかえ等の予防的対策費として約五百三億円、このほか、漏水防止関係の技術開発費を合わせて約六百四十億円を計上いたしております。

今後の漏水防止対策でございますが、これからも早期に漏水を発見し修理する作業や、配水管、給水管の更新、材質、工法等の改善施策を積極的に推進するほか、漏水発見機器の開発や発見手法そのものの調査研究を進めまして、平成十二年度には漏水率を七%台にまで改善するように計画いたしております。

〔労働経済局長小久保久君登壇〕

○労働経済局長（小久保久君） まず、東京信用保証協会の保証の促進についてのお尋ねにお答えを申し上げます。

長期にわたります景気が低迷する中で、緊急特別資金融資に対します資金需要はまことに根強いものがございまして、融資に当たり、信用保証協会の保証制度の果たす役割が大きいことはご指摘のとおりでございます。

都といたしましては、これまでも信用保証協会が行います保証業務に当たりますは、中小企業の置かれている厳しい経営環境にかんがみまして、物的な担保にとどまらず、事業の将来性にも配慮して適切に対応するよう指導してきたところでございます。今後とも、信用保証協会に対しましては、一層業務の弾力的な運営を図るよう指導、支援し、中小企業に対します金融の円滑化に努めてまいります。

次に、中小企業の技術開発力の向上支援についてのお尋ねでございますが、ご指摘のように、我が国の産業構造の転換が進む中で、中小製造業が存続、発展いたしますためには、技術力の向上が必要不可欠でございます。

このため、都は、試験研究機関によります巡回の相談、指導、企業の行います新製品、新技術開発に対します助成、異なる業種の企業が共同して行います研究開発への助成などの施策を講じまして、製品開発力や企画、デザイン力の向上を支援してきたところでございます。今後、これらの施策の一層の充実に力を尽くしてまいります。

次に、工場のリニューアルの推進についてのお尋ねでございますが、老朽化や狭隘化のために建てかえを必要としております工場が多いことは、ご指摘のとおりでございます。都といたしましては、地域の活性化を図るという観点から、周辺環境と調和した工場のリニューアルを積極的に進める必要があると考えております。

中小工場の建てかえにつきましては、都は、これまで建てかえ資金の融資等の支援を行ってまいりましたが、現在、国におきまして、地域社会と調和する中小工場のリニューアル化を目的といたしましたニューファクトリー構想が検討をされております。東京都といたしましても、既存の融資制度の活用を図りますとともに、将来に向けた施策の検討をさらに進めてまいります